

小鹿野町旧長若中学校利活用事業募集要項

1 趣旨

小鹿野町（以下「町」という。）では、旧長若中学校利活用基本計画の基本方針に則り、旧長若中学校を有効に利活用し、町の活性化に資するため、町の産業振興及び地域コミュニティの活性化など公益性の高い事業、さらには新たなビジネスチャンスを創出できる提案事業者を募集します。

2 施設の概要

本施設は、中心市街地の南東約4kmに位置し、主要地方道県道209号線沿いにあります。施設は鉄筋コンクリート2階建ての校舎棟に体育館、グラウンド、テニスコートなどが併設されています。

本施設の周辺は、民家が点在するのどかな田園風景が広がり、約2kmの所に秩父札所32番法性寺が、また約4km先には本町と秩父市にまたがって広がる県営・秩父ミュージアムパークなどがあります。

また、最寄り駅の西武秩父駅まで約10km、車で約20分の距離にあります。

3 事業提案の諸条件

(1) 応募資格

事業提案者は、法人格を有する事業者または法人格を有する複数の事業者によって構成されるグループでなければなりません。ただし、次に掲げる者は事業提案者並びにその構成員（以下、「事業提案者」という。）となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 応募受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 事業提案者及び関係者に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者

エ 法人税、消費税並びに地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している者

オ 事業提案者及び関係者が、次の各号のいずれかに該当するもの、又は次の各号に掲げる者が法人、又は団体の経営に実質的に関与している者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に関する暴力団をいう。以下同じ。）

- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ロ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (ニ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (ホ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (ヘ) 宗教活動、又は政治活動を行う者
- (ト) 個人、若しくは法人や任意団体の役員において、破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者

(2) 事業提案

次の各号に掲げる地域活性化に資する公益性の高い事業の提案を求めます。
なお、事業を実施するにあたり、利用料の有無は問いません。

ア 町や地域の活性化に資する有効的かつ公益性の高い事業の提案

イ 世代を超えた交流や地域文化伝統の継承など地域コミュニティ活性化を促進する提案

ウ 地場産業の振興と新たなビジネスチャンスの創出により移住定住人口を増やし地域経済の活性化に資する提案

(3) 法令等の遵守

提案事業の内容によっては、建築基準法、消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、施設整備及び事業運営にあたっては関係する法令等を遵守してください。また、事故発生など緊急時や災害時などにおける利用者の安全確保対策に十分配慮してください。

(4) 地域住民への配慮

事業実施に当たっての事前説明など、地域住民に対しては誠実に対応してください。

事業提案には地域住民等が自由に立ち入り、交流できる空間を設け、施設の改修や運営にあたっては、地域住民への説明や連携を行うなどして良好な信頼関係の構築や周辺の自然及び居住関係への影響に配慮してください。

(5) 災害時の協力対応

災害時には避難施設として校舎の一部を解放し地域住民の避難場所として協力してください。また、校庭についても災害時の応急仮設住宅建設予定地となっています。

(6) 調査・報告等

町は、本契約の履行状況等を確認するため、施設の利用状況を調査し、また事業者から必要な報告を求めることができるものとし、事業者はその調査に協力してください。

また、契約の日から1年以内に事業計画に基づく事業を開始してください。

4 施設概要

(1) 施設の所在地及び名称

所在地 ㊦368-0103 秩父郡小鹿野町般若902

名称 旧長若中学校

(2) 閉校した年月日

平成28年3月31日

(3) 建築物の概要

ア 構造 RC造

イ 延床面積 1,643.56㎡

ウ 用途 校舎

エ 建築年(完成年月日) 昭和63年3月15日

(4) 設備の概要

ア 水道 上水道口径75mm

イ 下水道 合併浄化槽

ウ ガス プロパンガス

エ 空調 一部設置有(職員室、保健室、PCルーム)

オ 電気 高圧契約(60KVA)

各部屋100V(単相) 技術室のみ200V(三相)使用可

(5) 貸出施設に含まない施設

ア 校庭

イ 体育館

ウ 駐車場

ただし、ア、イの施設利用者と共用で利用することはできます。

5 募集期間等

(1) 募集期間等

令和4年4月25日(月)から令和4年5月27日(金)午後5時まで

(2) 現場見学会

ア 日時

令和4年5月13日(金)午後2時から

イ 申込み

旧長若中学校利活用事業提出書類様式集の現場見学会出席者報告書(様式11)を令和4年5月12(木)日午後5時までに本募集要項12に記載する提出先に提出してください。

なお、現場見学会については、コロナ感染症対策のため1事業者3名までとします。

(3) 提出書類

ア 応募申請書(様式1若しくは様式3)

イ 役員名簿(様式2若しくは様式4)

暴力団等を排除するため、必要に応じて埼玉県警察本部（刑事部組織犯罪対策局捜査第四課）に対して行う照会に使用することがあります。

- ウ 確約書（様式5）
- エ 事業者概要書（様式6）
- オ 公有遊休財産利活用実績調書（様式7）
- カ 資金計画書（様式8）
- キ 事業提案書（様式9）
- ク 施設利用イメージ図（様式10）
- ケ 校舎見学会出席者報告書（様式11）
- コ 添付書類（様式6 関係添付）

(7) 法人の定款

(4) 納税証明書（前年度分）

法人税等の滞納がないことを証明する書類

(9) 登記事項証明書又は履歴事項全部事項証明書

(エ) 法人の印鑑登録証明書

(オ) 直近3ヶ年度の決算書

(4) 提出方法

本募集要項12に記載する宛先に郵送でご提出ください。

併せて、上記(3)ア～コで定める書類はメールでもご提出ください。

6 応募に関する留意事項

- (1) 提出された応募書類は返却しませんのでご注意ください。また、応募書類を公開する場合がありますが、提案内容以外（社名や企業独自のノウハウ等）を公表することはありません。
- (2) 提出された計画の内容は、募集期間終了後は変更できませんのでご注意ください。
- (3) 応募内容に虚偽の記載があると認められる場合、又は応募資格を偽った場合は失格としますのでご注意ください。
- (4) 応募に係る経費は、すべて提案事業者の負担とさせていただきます。
- (5) 応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式12若しくは様式13）を提出してください。

7 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者を選定するため、小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会において一次審査（書類審査）を行い、上位3者を選定し、その後二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を実施します。なお、プレゼンテーション及びヒアリング審査は一般公開方式とします。

提案事業者が1社の場合であっても一次審査及び二次審査を実施します。

選定結果は、応募者全員に通知します。

優先交渉権者としての決定を受けられないことにおいて生じる一切の損害や賠償等について、町は一切の責任を負いません。

8 契約・賃料等

(1) 施設の引渡し

契約締結後に施設を引渡します。

施設は現状引渡しとし、貸付にあたり、町は修繕及び改修工事を行いません。ただし、建物に著しい破損や修繕が認められる場合は双方協議のうえ、決定することとします。

(2) 賃借料

無償

(3) 契約期間

契約は、契約開始から3年～5年（使用貸借の場合最長3年。賃貸借の場合最長5年）の年度末までとし、町と協議し更新することができます。

賃貸期間には、提案事業に必要な施設等の改修期間を含むものとします。

(4) 原状回復

賃貸期間を満了した場合、又は施設等の利用を中止する場合は、原状回復して返還していただきます。ただし、町が認めた場合はこの限りではありません。

(5) 費用負担

ア 契約に要する費用 事業者

イ 提案事業の実施に係る施設の改修や設備に要する費用及び用途変更に係る費用 事業者

なお、施設を改修する場合は、事前に町の承認が必要となります。

ウ 施設の維持・保全費用 別表「維持・保全費用の負担区分」のとおり

(6) 転貸について

転貸は事前に町と協議し町の事前承諾を得た場合のみ可能です。

(7) 停止条件

本募集については、公益性を求めることが必須であることから、募集応募時、又は事業を進める上で公益性が認められないと町が判断した場合は、契約を解除することがあります。また、その際に発生する費用並びに損害、賠償について、町は一切の責任を負いません。

9 応募に関する質問

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、以下のメールにご質問ください。

E-MAIL promo@town.ogano.lg.jp

質問の受付期間は公募開始から令和4年5月17日（火）までとします。なお、本募集要項等と本募集要項等に関する質問に対する回答に相違がある場合は、回答を優先します。

質問内容と回答については、以下のURLで公開します。

<https://drive.google.com/drive/folders/11Q99zWEIoZiB-QL7wI69inp0dhwJbzv>

10 参考資料

校舎の平面図は別紙添付のとおりです。

11 その他

本募集要項に定めのない事項については、双方協議の上、定めることとします。

12 提出先・問合せ先

〒368-0201 埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄 2 9 0 6 番地

小鹿野町役場まちづくり推進室

TEL 0 4 9 4 - 2 6 - 6 5 8 1

FAX 0 4 9 4 - 7 9 - 1 2 0 0

E-MAIL promo@town.ogano.lg.jp

別表

維持・保全費用の負担区分

種 類	内 容	負担者	
		町	事業者
建物・工作物の全部又は一部の破損又はき損に伴う修繕等 (事業者が行った改修等については除く)	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の甲又はいずれかの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、建物・工作物の修復	○	
	事業者への引渡し後、経年劣化によるもの		○
	利用者の責に帰する事由により、建物・工作物の全部又は一部を滅失又はき損した場合の修復		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(損害額が100万円(税抜)以下の小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
各種法定点検	建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期点検、消防法に基づく点検、浄化槽法に基づく点検、電気事業法に基づく点検等校舎の維持管理に必要な点検の実施		○
建物の維持に関する保全管理	光熱水費や建物周辺の除草等、建物の維持管理に必要な保全作業		○